平成２１年（フ）第５７５号
千葉県柏市篠籠田1401番地２いちごハイム303号
債務者　高山加洋子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５８５号
千葉県流山市野々下４丁目888番地の１
債務者　西村　里美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６２１号
千葉県松戸市六高台７丁目121番地松戸高柳県営住宅３棟323号
債務者　磯辺　美幸
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６３６号
千葉県松戸市馬橋1798番地花杉ビル301号
債務者　藤井　昌樹
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６３７号
千葉県松戸市西馬橋２丁目41番地の23αＮＥＸＴビックフラット203号
債務者　石井　　隆
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６３９号
千葉県松戸市小金原６丁目13番地小金原団地26棟206号
債務者　木下　和子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６４６号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目13番８号　クリタコーポ
債務者　西村美喜子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６４７号
千葉県富津市二間塚1082番地　有限会社山本工業、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目13番８号　クリタコーポ
債務者　西村　健一
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６４９号
千葉県柏市柏７丁目５番２号中島ハイツ201号
債務者　東　　功
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６５３号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷５丁目８番６号　シティハイツ荒井１―202
債務者　樋口　惠子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６５７号
千葉県野田市吉春1277番地の７
債務者　柳澤　優子（旧姓木曽）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６５８号
千葉県柏市宿連寺224番地43ジョイフローリッシュ105号
債務者　高橋　毅人
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６６１号
千葉県我孫子市湖北台７丁目11番36―504号
債務者　木内　貞治
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６６６号
千葉県柏市篠籠田1397番地91
債務者　木下あき子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６７３号
千葉県流山市向小金２丁目253番地の２メゾン・ド・モン201
債務者　竹中　香李（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６７６号
千葉県松戸市横須賀１丁目22番地の７
債務者　松澤　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６７７号
千葉県松戸市稔台１丁目21番地の１あかぎハイツ205号
債務者　渡邊　一幸
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部